



厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年4月27日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業対策課
課長 鈴木 勉
地方障害者雇用担当官 竹内 弘佳
(電話) 027-210-5008

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業を実施

～ハローワーク高崎が二つの精神科医療機関と協定を締結～

精神障害者の雇用促進については、平成30年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、精神障害者が法定雇用率算定基礎の対象となり、就労支援の強化を関係機関と連携して行くことが重要となってきました。

これらのことから、群馬労働局(局長 半田和彦)管下のハローワーク高崎では、平成29年度から管内で就職支援に積極的に取り組む精神科医療機関との間で連携協定を締結し、当該医療機関を利用する精神障害者に対し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」を実施することといたしました。

● 実施内容

精神科医療機関の就労支援プログラム等を利用し、就職を希望する障害者に対して、医療機関とハローワークの担当者を中心とした就労支援チームにより、就職準備から就職後の職場定着までの一貫した支援を実施します。

● 実施機関

ハローワーク	精神科医療機関
高崎公共職業安定所	医療法人 山崎会 サンピエール病院
	特定医療法人 群馬会 群馬病院

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、一定の要件を満たす医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ①支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ②事業実施体制の整備がされている。
- ③事業の周知・参加希望者の取りまとめを行う。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク

事業責任者（HW統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

○主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。

○支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。

○想定される支援内容は次のとおり。

- ①連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③職場実習等の機会の積極的な提供
- ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度38労働局

28年度実施局(22局):北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本、鹿児島
29年度新規実施局(16局):岩手、秋田、山形、福島、茨城、群馬、山梨、三重、奈良、和歌山、島根、徳島、香川、佐賀、大分、宮崎を予定